

令和7年3月31日までに諏訪建設事務所建築課へ旧4号建築物の 確認申請書の提出を予定している皆様へ（お知らせ）

建築基準法等の改正法が令和7年4月1日に施行され、建築確認等の手続きが大幅に変更されます。したがって、旧4号建築物に関して、建築確認を改正法施行前に受けるため、施行日前には確認申請書が多く提出されることが想定されます。

つきましては、下記のとおり、余裕を持った早めの申請をお願いいたします。円滑な審査を行うため、ご理解とご協力をお願いします。（法改正の内容及び詳細等については、国土交通省又は長野県庁建設部建築住宅課のホームページをご覧ください。）

記

（1）改正法の施行日の3週間前（令和7年3月7日）までに確認申請書の提出をお願いします。

旧4号建築物の確認申請について、法定審査期間（7日以内）、補正に係る期間及び補正後の審査期間を考慮し、令和7年3月31日までに着工したい建築物については、**令和7年3月7日**までに諏訪建設事務所建築課に確認申請書の提出をお願いします。

なお、円滑な審査のため、補正後の図書の追加・差替えに関して、ご来庁の上、整備作業・追加説明等をお願いします。

※市町村を經由後、長野県収入証紙が添付された確認申請書を提出してください。

※令和7年3月31日までの確認済証の交付を確約するものではないことをご了承ください。

（2）改正法は令和7年4月1日以降に着手される建築物に適用されます。

令和7年3月31日までに審査が終了せず、令和7年4月1日以降に建築確認される旧4号建築物は改正法が適用されます。新2号建築物に取扱いが変わる建築物は省エネ規定及び構造関係規定等の審査が必要になります。

（3）消防長等の同意が必要な建築物は事前に消防に相談をお願いします。

建築基準法第93条第1項によるに消防長等の同意が必要な建築物は確認申請前に余裕を持って、事前に消防に相談をお願いします。

（4）ご不明な点等がございましたら、建築地ごとに下記の担当者へお問合せください。

- ・ 茅野市：遠山
- ・ 下諏訪町・富士見町・原村：土屋
- ・ 岡谷市又は諏訪市：各市町村
- ・ 民間の確認申請審査機関に申請を予定している方：各確認申請審査機関

（問合せ先）

担当 諏訪建設事務所建築課 遠山、土屋

T E L 0266-57-2923（直通）

F A X 0266-57-2954

E-mail suwaken-kenchiku@pref.nagano.lg.jp